



News Release

2021年6月7日

お客さまへ

株式会社大東銀行

福島県内初、遺贈寄附を目的とした 遺言代用信託を取り扱い開始

～相続時に遺言書不要で県内自治体などへ寄附が可能～

株式会社大東銀行（本社：福島県郡山市、社長：鈴木 孝雄）は、6月7日より、オリックス銀行（本社：東京都港区、社長：錦織 雄一）が提供する遺言代用信託「つなぐ、エール〈遺贈寄附特約〉」の取り扱いを開始しますのでお知らせします。福島県内に本店を置く銀行で、遺贈寄附を目的とした遺言代用信託を取り扱うのは大東銀行が初めてです。

「つなぐ、エール」は、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です*1。「遺贈寄附特約」の追加により、お客さまの財産の一部を、あらかじめ指定した福島県内の自治体や学校法人などに寄附できるようになります。

お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回、予定配当率に応じた配当金をお支払いします。無料で中途解約ができるため、急なご計画の変更にも対応できます。

日本財団が全国の60歳～79歳の男女に実施した調査*2によると、20.5%が遺贈寄附に興味関心を持っています。一方、2018年度に相続された財産総額16兆2,360億円*3のうち、遺贈寄附された総額は約468億円*4と約0.29%にとどまります。日本財団の同調査では、遺贈や寄附に関心がある方のうち32.4%が、必要な手続きが分からないと答えています。

本商品により、かんたんな手続きで遺贈寄附ができる仕組みを実現し、お客さまの社会貢献への想いを地域の活性化につなげます。

大東銀行は、今後も、高齢化に伴い変化するお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

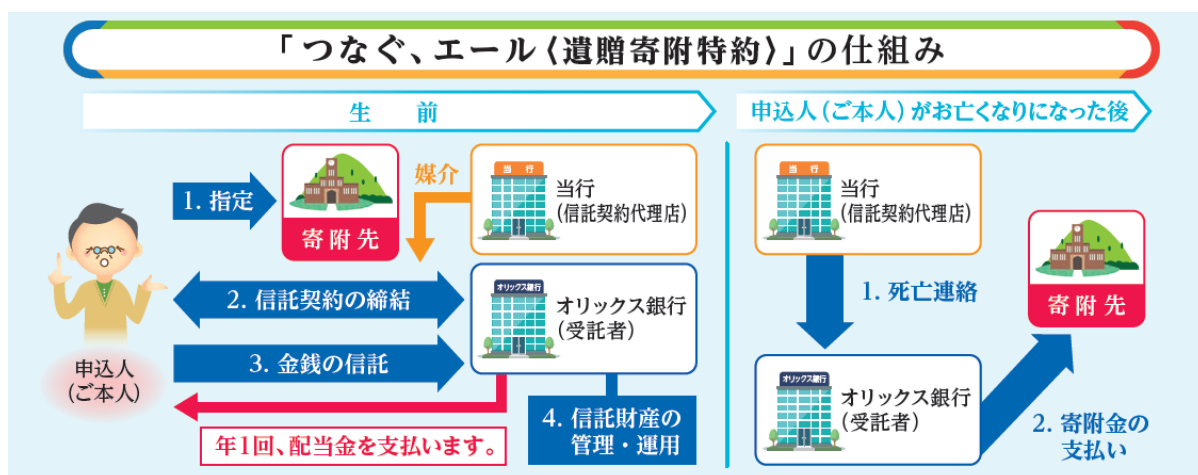
*1 2021年1月18日プレスリリース：大東銀行による遺言代用信託「つなぐ、エール」取り扱い開始

*2 出典：日本財団 2020年11月調査「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査要約版」。

*3 出典：国税庁 平成30年分 相続税の申告事績の概要。

*4 出典：認定NPO法人シーズによる国税庁開示請求資料を参照

■ 「つなぐ、エール<遺贈寄附特約>」スキーム図



■ 「つなぐ、エール<遺贈寄附特約>」商品概要

商品名	つなぐ、エール<遺贈寄附特約>
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上の個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
申込金額	100万円以上3,000万円以下(100万円単位) (ただし、お客さまが保有する金融資産の1/3までの金額)
信託期間	信託設定から信託終了まで最長30年
寄付先	福島県内の自治体や学校法人など
申込手数料	なし
中途解約	全部解約のみ可能(ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし)
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内)です
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
取扱店舗	大東銀行全店舗